

噴 願 條 項

一、共済組合規定一部改正せられたし

理由 刻々と行詰る不景氣の状態を見る時吾々は左の如き規程の改正は緊急必要なるに依つて左の如く改正せられたし

第十五條 第二項重傷死に至る時給料月額二ヶ年分とあるを二ヶ年半年分と改正せられたし

第四項 自由を辨じ且つ業務に就く事を得るも身體を毀損し舊に復する事を得ず依つて退職したる時女子の外観に醜痕を残したる時給料月額六ヶ月分乃至一ヶ年分とあるを男女の區別なく一ヶ年分以上にせられたし

第十九條 休業手當金は組合員傷廢又は疾病の爲め組合の認めたる醫師の治療を受け引續き休業し給料を受ける事能ざる時休業十一日目より日給の半額に相當する金額を給與す但し一會計年度を通じて三十日を越ゆる事を得ずとあるを八日目よりとし三十日を六十日と改正せられたし

第二十條 特症手當金は組合員肺結核に罹り業務に堪へず因つて退職したる時左の區別に依り之を給與すとあるを肺結核のみに限らず職業上病氣の爲め舊に復さず仍て退職の止無き場合は特症とせられたし

第二十八條 一、組合員結婚したる時、貳拾圓とあるを參拾圓とせられたし
二、組合員又は組合員の配偶者分娩したる場合拾圓とあるを貳拾圓にせられたし

第六章 第四十七條 組合員に左の役員を置く評議員 十名とあるを十七名にせられたし

第四十九條 第一選舉區運輸現業員たる組合より三名とあるを八名にせられたし

第五十二條 第四十九條の評議員の任期は二ヶ年とすとのあるを二ヶ年にせられたし

第六十九條 本規定施行上必要なる事項は電氣局長之を定むとあるを施行上必要なる事項は評議員會の決議に依つて之を定むとせられたし

理由 從來當局の都合に依り行路變更を指定さるゝ事が多々ある、吾々交通従業員は只さへ疲労甚しきにも拘らず行路變更され勤務時間を延長されるに至りては到底堪へ難きものあり然も當局は之に對し何等の考慮をもせざるは不當なるに依り行路變更指定者に對しては五割増支給せられたし

五、工務従業員信號人に運輸現業員と同一に加給月額支給せられたし

理由 運輸従業員には加給月額が支給されて居るにも拘らず吾々工務従業員及信號人には何等の手當も無いのは餘りにも不合理である故に運輸現業員と同じく加給月額を支給せられたし

六、事故に對する辯護料は一切當局負擔とせられたし

理由 吾々従業員が日常注意に注意して勤務してゐるがタマ／＼不可抗力の事故に遭遇し之に對し過重な處罰を受けても何等不承を云ふ事が出来なない状態に置かれて居る故に正式裁判の費用は當局に於て一切負擔せられたし

七、勤務演習直前點呼召集者に日給全額支給されたし

理由 吾々従業員は現在の日給では到底一家を支へて行く事は困難な状態に有る一日休めは翌日か直ちに親に苦しみ故少々位の病氣も押し働かなければならぬ状態で生活を續けてゐる、國家の爲めとは云へ只一人の働き手を四週間も勤務演習に召習され後に残された家族は其日からの食費に苦まなければならぬ依つて茲に勤務演習直前點呼召集者に對し日給全額支給せられたし

八、工務従業員にケツプ支給及外套貸與規定改正せられたし

理由 現在工務従業員に支給されて居る外套は其

理由 當局では今回の該規定改正は市民の電車に對する非難を一種する目的の下に爲したるものにして従業員の収入遞減を測するものに非ずとの意味を過日發表せられた然しながら吾々の収入は事實上甚だしく減せられ剩へ嚴重なる罰則によつて二重三重に束縛を受くるが如きは矛盾も甚だしく斯の如き嚴重なる罰則づくめにて能く市民の非難を掃却し公共事業である運輸事業の能率を高め所謂交通産業の合理化を爲し得るとは吾々は絶対に考へられないのである。仍つて當面せる吾々従業員をして生活上及職業中の不安を一掃し以つて之が專業の圓滿なる遂行を期すべく左の改正をせられんことを囑願するものである

- (1) 朝遅刻したる場合今回發表せられたる十六分の一を日給より控除せらるゝことは正むなけれども之が精動手當、休暇、賞與及昇級等に迄業を及ぼさざる様二重三重の懲罰を撤廢せられたし
- (2) 所用時分支給せられたし
- (3) 残業壹ヶ月通算とあるを従前通り其日計算とせられたし
- (4) 朝第一回乗車前に於ける待合せ時分は乗務時分と看做して支給せられたし

十二、昇級規定を制定發表せられたし

理由 從來昇級規定の制定なき爲め一切内規によつてせられ従つて之が運用の範圍は一にかゝつて當局の認定如何にあつた故に勤務上疎困なき者の昇級を二年除も等閑に附せられることが甚だ煩々であつたかゝることは必然的に不承不満を激成し惡影響を結果するが如きことあるは吾々従業員としても甚だ好まざる所である之故に規定の制定を得目標を明示されるならばやがては能率の斯進となり圓滿なる事業の遂行上に資する所亦大なるは論を俟たず速に規定制定發表せられんことを囑願するものである

一九二九、六、
日本交通労働總聯盟

横濱市電従業員共和會

横濱市電局長

永田兵三郎殿